

【翻 訳】

道徳感情（特に公正感）への認知的 アプローチ（編集）

レイモン・ブードン，エマヌエル・ベットン 共著
久 慈 利 武 訳

梗概

公正感と道徳感情についての哲学理論は、正義、正当性、公正の単純な基準を探すという事実に悩まされている。このため、社会学の経験的研究の知見を説明する助けにはほとんどなっていない。ウェーバーの「価値合理性」概念は道徳感情への認知的理論を提案しているものとして解釈されうる。この理論によれば、社会的行為者が an axiological statement を支持するという事実に責任ある原因が a representational statement を支持する事実に責任ある原因と基本的に異ならない。彼は「X が真実である」を支持するように、「X が公正である」を支持する。というのは彼はその理由を明確には知覚していないものの、二つの言明は彼にとっては、強い理由に基づいているように思えるからである。この認知的理論はマックス・ウェーバー以前に、アダム・スミスによる集合的道徳感情の分析に使用された。二つの経験的研究の入念な検討によって、本稿は観察上の知見をもっと分かりやすいものにすることができると明らかにする。認知的理論は道徳感情についての主要な一般的哲学理論と社会学理論の弱点を除去する。それは上記の知見がコンテキストに左右されることを、このコンテキスト依存性を非合理的なものにすることなく明らかにする。この理論は次の二つの主要原理を含んでいる。「用具の合理性は合理性と同義ではないこと」と「公正、正当性等には単純な基準というものは一切存在しないこと」。

キーワード：価値合理性，認知的理論，コンテキスト制約性とコンテキスト超越性，公正感，用具の合理性，道徳感情，正義に関する哲学理論

1. 道徳感情に関する哲学と社会学

道徳感情，一般的には axiological feelings は最も重要だが科学的には克服されることが最

も低い社会現象である。このトピックに関する社会科学的技法の不満足な状態は、部分的には哲学によって産出される *axiological feelings* の手に入る理論が社会科学者の間に高い影響力を持っている事実由来する。今では、この哲学理論は有力なアイデアに基づいておりながら、社会学者によっては文字通り承認されてはいない。主要な例がこのことを物語る。

- 1) カントの実践理性理論は誰しものが受け入れるであろう格率「汝にしてほしくないことを汝もするなかれ」に依拠するなら、ある行為は善であると主張する。この理論から、カントは論争を呼ぶ帰結「嘘をつくことは常に悪である」を引き出した。この言明は、憲兵が捕虜に軍の仲間の名前を漏らすように求めたときに、捕虜が嘘を言うのは善であると通常多くの人々が考えるように、先の言明は多くの観察に抵触する。19世紀のフランスの政治理論家、Benjamin Constant は既にこの異議を提起していた。しかしカント理論に対する主要な社会学的異議は、人びとがある状況では不平等を受け入れ、別の状況では受け入れないという事実や一部の職業は他の職業よりも高い給与を受け取るべきという見解への合意のように、多くの *ought-feelings* を説明できないことに向けられる。
- 2) ベンサム、それ以前のラ・ロシュフーコーから現代の著者ハルサーニにいたる功利主義理論は、諸個人は彼らの行為の彼らにとってのポジティブなアウトカムズ（報酬）とネガティブなアウトカムズ（費用）の差を最大化する原理によって導かれている、と主張する。この理論は、単純な観察、最後通牒ゲームのような実験の知見に示される、人びとが愛他的に振る舞うことができる事実によって抵触される。後者は人びとが自分に有利になるように不平等な金額の分け前を押しつけることができるのに、彼らの多くは平等な分け前を選択することを明らかにする。道徳感情に対する功利理論アプローチのこの欠陥は、社会科学者に、カント的アプローチを採用することによって、功利主義理論アプローチを是正するように導いた（Sen 2002）。
- 3) ロールズの公正としての正義論（Rawls 1971）はもっと限られた適用範囲を持つが、沢山の注目を集めてきている。社会の中の *the worse-off* の状況をできる限り良くする結果をもたらすならば、ある制度、ないし事態は善であるという感情をわれわれが持つことを特に主張する。かくして、ある企業の給与の不平等の水準を少なくすることが企業活動にネガティブな影響を与え（かくして給与を一層下げることになっ）ても、給与の不平等の水準を少なくすることが善である。この理論は限定された認知状況下でしか人びとはロールズ主義者にならない事実によって抵触される。
- 4) ハバーマスのコミュニケーション理論は、対等者間の自由な討議のコンテクストで表明された諸個人の意見由来するものと見なされるなら、集団の決定は善であることを述べ

る（Habermas 1981）。この手続き理論は科学者の間の議論は自由で、完璧なコミュニケーションという理想状況に最も近いという異議に出会う。パレートは科学の歴史を虚偽理論の墓場と正しく特徴づけた。科学的問いに関しては明らかにそうでないのに、規範的価値的問いに関しては、コミュニケーションな合理性が間違っただけに無謬なのはどうしてか。

- 5) 相対主義理論によれば、*axiological feelings* は常にコンテクストに縛られ、伝統、社会化の強さ以外の他の理由がなければ、深刻な異議「ピレネー山脈のこちら側の真理は向こう側では誤りである（Pascal 1670）」に直面する。相対主義理論は *axiological universals* の存在に抵触する。「盗みはどこでも原則として悪である。意図的な殺人は無意図的な殺人より深刻なものとして普遍的にみなされている。汚職は原則としていずれの文化でも悪として扱われる」。とりわけ、相対主義理論は慣習のコンテクストによるばらつきが非コンテクスト的価値を隠蔽することを見逃している。他者を尊敬することはあらゆる社会の価値である。それはコンテクストごとに異なるシンボルによって表現される規範をインスパイヤする。

上記の理論のすべては重要な直感を含むが、道徳感情に関する一部の観察データを説明できるが、他のデータを説明できないという理由で、社会学者によって文字通り借用されるものはひとつもない。良き社会学理論は彼らが所与のコンテクストで所与の問題に観察する道徳感情（*axiological feelings*）に納得のいく説明を引き出すことのできる格子を提供すべきである。ウェーバーとデュルケムの偉大な業績は彼らがそのような格子を使用していることである。

2. *axiological feelings* についての認知理論

2.1 ウェーバーの価値合理性の考え

本稿での私の主張は、道徳感情（*axiological feelings*）特に正義感、ウェーバーの価値合理性概念に含まれると私がみなす直感からスタートすると、より満足のいくように説明される、ということである。

ウェーバーの価値合理性概念には多くの解釈が与えられてきている。多くの著者はその概念を論争を孕んだものと見なしている。ルークスは、その概念は無意味であると述べるまで進んでいる（Lukes 1967: 259-60）。ズカーレはその概念はミスリーディングであると特徴づけた。「ウェーバーの価値合理性と用具的合理性の区分は、あたかも二つのタイプの合理的行為が存在するようで、非常にミスリーディングである（Sukale 1995: 43）」。

な乱暴な拒絶がなされたのか。私の推測では、ルークス、ズカーレにとって合理性は用具的合理性を意味していたのではないか。彼らが価値合理性概念を真の合理性形態と見なすことを拒絶したのは、今日支配的な合理性定義が彼らに影響した結果ではないか。彼らは合理性概念が専ら手段と目的の関係にのみ適用されるという広く行き渡った考えを支持した。この考えは、プラグマティズムの追従者と、バートランド・ラッセル、ハーバート・サイモンの影響力下にある英語会話圏で特に公理と見なされている¹。

ウェーバーの価値合理性についてのこの疑心暗鬼の解釈は、ウェーバーがしばしば価値の決定論²の支持者として描かれている事実によって強化されている。しかしウェーバーは、あらゆる科学は原則に依拠しているという未証明の原則に依拠しているものの、物理学は信用できる理論を組み立てることができる、と指摘している（[1919]: 41）。価値言明は未証明の原理に依拠しているものの、物理学の場合と同じように妥当しうる。その上価値が社会的行為者の心の中で根拠づけられることなく支持されるならば、社会学における彼の理解概念の最も重要なものについて、つまり社会的行為の究極の原因は人びとの理由とモチベーションにあるとどうして主張できたのか。最後に、ウェーバーは社会的行為に關与する目標と価値は合理的に議論されうると明言している（[1919]: 38）。

しかし価値合理性とはどんなことを意味するのか。合理性は経済学と科学哲学で主要概念として使用されている。経済学者にとっては、合理性は用具的合理性、手段と目的の合致を意味する。目的に関して、経済学者はお互いに両立しうると合理的と見なす。目的そのものが合理的か合理的でないものとして取り上げられる考えを拒絶する。歴史家と科学哲学者にとっては、合理性は別な意味を持つ。彼の知識の最善にとって弱い理論よりも強い理論を選ぶならばその科学者は合理的である。かくして、地球が丸い証拠が積み重ねられてきているのに地球は平らであると信じることは非合理的である。この形式の合理性を認知的と呼ぶことを提案したい。

2.2 axiological feelings についての認知理論

認知的合理性は次の流儀で定義される。我々は言明の集合から何らかの結論を引き出すことができ、この結論はある現象を説明していると仮定する。一例を挙げるならば。

二つの言明、「空気は所与の重量を持つ」「空気は山の頂上でより麓の方が重い」は「温度

¹ 「理由は完全に明白で正確な意味を持つ。理由はあなたが達成したい目的の正しい手段の選択を意味する (Russell 1954)」。

「理由は完全に用具的である。それはどこに行くべきかを我々に告げることはできず、せいぜいそこにどうやっていくかを告げることができるだけである (Simon 1983)」。

² 価値の決定論者とは究極的価値は根拠を持つことができないうものである。根拠を持つことができれば、それは究極的価値でないのが真相だろう。

計の水銀は麓で高い」という結論に導く。今ではこれは我々が正に観察することである。二つの言明は温度計の行動を説明する。16世紀にはまだひとつの代替理論があった。水銀は真空を嫌うので真空管の水銀は上昇するというアリストテレスの理論である。それは温度計が山の麓でなぜ高いかを説明しないしそれは自然に関する擬人的推測言明を使用している。この二つの欠点は Torricelli と Pascal によって独立して考案された代替理論では取り除かれている。この周知の事例は、その説明が受け入れられ得るし、相互に両立しうる言明からなる場合、競合する入手できる理論がそれよりも何らかのところで弱点があるなら、ある現象の所与の説明を支持するのは合理的である。

ラドニツキーは合理性概念の二つの基本的意味に架橋することを提案した (Radnitzky 1987)。彼は自分の見解を例証するために一例を使用する。その競合理論を受け入れるよりこの理論を擁護することが費用が高むようになった瞬間、地球が平らであるという理論を信じることは非合理的となる。しかし後者が前者よりも観察された現象をより容易く説明するならば、その場合に限ってある理論を擁護する費用は代替理論を擁護する費用より高い。漂った後舟の帆が水平線に消えたのはなぜか、月が三日月の形をするのはなぜかを説明するため、代替理論によって使用される議論を理解したり知ることなしに、地球は丸い、地球は平らであるという理論を支持する費用を値踏みすることはできない。認知的合理性を用具的合理性に還元するラドニツキーの提案は人工的なものである。重要な点は、地球は丸いという理論は地球は平らであるという理論より数多くの現象をより納得のいくように説明することである。

私の主張は、ウェーバーが価値合理性表現を刻印したとき、用具的合理性と認知的合理性の区別を念頭に置いていたことである。換言すれば、この概念は認知的合理性が記述的問いにだけでなく、*axiological questions* にも適用されうることをさす。私の解釈がウェーバーが実際に念頭に置いていたことを描写しているかどうかの問いは脇に置いて、ウェーバーは自分が価値合理性によって意味したことを決して明言しなかったとしても、彼の経験的分析の大半において潜在的に使用しているということだけいっておく。私は他のところ (Boudon 2007: ch.4,5) で道徳社会学、宗教社会学の彼の分析は彼が探求する集合的信念、その時間的変化、そのコンテキストでのバリエーションに責任のある認知的理由を切開していること、ウェーバー同様、デュルケムも認知的合理性の帰結として道徳感情の長期の変化と宗教信念のバリエーションを説明していることを述べてきた。しかしここでの私のねらいは、ウェーバーの価値合理性概念から引き出されうる道徳感情の理論を開陳することと、道徳感情の説明にとってのその力を証明することにある。ウェーバーの直感についての私の解釈に当惑を感じるウェーバー学者はこの点を全くうまく忘却し、私が以下に開陳する道徳心と *axiologi-*

cal feelings) についての認知的理論を自分のものと見なしている。私のサイドでは私がこの理論にたどり着いたプロセスを忘れることは難しい。

この理論は次の 4 つの公準に基づいている。

- (1) 理論は記述的問いに関してだけでなく指令的問い（道徳的問い, axiological questions) に関しても組み立てられ得る。
- (2) 人びとは自分が強いとみなす理論を支持する傾向がある。
- (3) 人びとは状況に左右されるが、妥当な理由に根拠づけられているように見えるとき、X は善、悪、正当、公平であると感じる傾向がある。
- (4) 上記の理由はコンテキストに左右されるだけでなくコンテキストから自由なものもある。

ウェーバー・デュルケムの社会学の系譜は公準 4 で導入された区分の妥当性に十分に気づいている。科学的信念はコンテキストフリーであることを目指す。同じように、民主主義体制は権威主義体制よりも人びとの尊厳を尊重する傾向があるという信念は一般的にコンテキストフリーと見なされている。明らかに、民主社会の市民は、そう考えるよう社会化されているために、民主主義体制は独裁体制よりベターであると感じているのではなく、自分のこの感覚は間違っていない、正しいと感じているためである。雨乞いの儀式は役立つという信念は、死刑は正当な刑罰の形態であるという道徳信念同様、コンテキストに縛られている。

私のいいたいのは、道徳への認知的アプローチは axiological feelings を説明するのに有用であるというものである。それが多くのイシューに関して社会において観察されるコンセンサス現象を説明することができ、それが通時的に道徳感情が変化すること、集合的感情の変化を説明することができることは経験リサーチによって観察されてきている。

ここでほとんど避けることのできない異議に言及しておく必要がある。is-statement から引き出せる ought-statement はひとつもないので、規範的（指令的）axiological theories はその性質上表示的 representative 理論（= 記述的議論）とは異なる。これはある程度は真実である。ought-statement は is-statement 同様、弱いものもありえれば、強いものでもありうる。些細な一例を取り挙げるならば、一般的には人びとは都市交通の中でスムーズにクルマを運転することを好むがその理由は、移動が目的の手段であるから、彼はできるだけ不快でない手段を欲する。このため彼らは交通信号機は不快ではあっても善なるものとみなす。「交通信号機は善なるもの」という価値言明は「交通信号機がないときより、交通が流動的である」という経験的に疑いのない言明に根拠をおいた妥当な言明の結論である。初歩的ではあるものの、この事例は多くの規範的議論に典型的である。それは規範的言明が記述的言明同様、

納得的でありうることを証明する。チェックされうる経験的言明と全員が同意する *axiological statements*（交通渋滞は好ましくないことだ）を含むときには正しい。この事例は、*ought-statement* を結論とする言明の集合に少なくともひとつの *ought-statement* を含む条件付きで、*ought-statement* が *is-statement* から引き出されうることを証明している。

しかしながら、ウェーバーはまた 交通信号機の事例との違いによって、*axiological statements* が必ずしも用具的議論の結論と見なすことができないという最も重要な見解に気づいていた。価値合理性概念を作り出すことによって、用具的カテゴリーに属する理由がなくても、ある状況では X は善、悪である、正当、不当である、公平、不公平であると信じる主観的に強い、客観的に妥当する理由を持つことがあるという見解を主張することを欲した。彼はそうすることによって、*axiological sentiment* についての我々の理解にとって重要な有力な考えを導入した。それは道徳評価が構築される社会過程を説明するのに不可欠な道具を提供する。

この概念は正しく精密化されると、通時的に道徳感情が変化することを説明するのに不可欠となる。我々は以前には正常、正当と見なしたタイプの刑罰を不当と見なすのはなぜか。死刑を廃止する国が増えているのはなぜか。

3. 価値合理性 *axiological rationality*

先に認知的合理性をフォーマルに定義したように、価値合理性を定義してみよう。

(1) 言明の集合は所与の規範的ないし価値的結論に導くことと、(2) 言明の集合が受け入れ可能で相互に両立しうる経験的、価値的言明からなる、と仮定するならば、(3) 別の、あるいは正反対の規範的価値的結論に導く受け入れ可能で相互に両立しうる代替的経験的、価値的言明が一切存在しないならば、所与の規範的、価値的結論は *good* であると仮定することは *axiologically rational* であるだろう。

要約すれば、ある感情ないし言明を *axiologically rational* と定義するだろう。もし人びとがそれを用具的タイプであり得る、但し必ずしもそうでなくともよい受け入れ可能で相互に両立しうる議論から導出されたものと見なすなら、そして同じくらい強い、そして別な結論に導く議論集合が何ら入手できないならば。換言すると私は *axiological rationality* を、*ought-statement* はすべてが *is-statement* であるものからは導出できないが故に、少なくともひとつの言明が *axiological* 言明である議論を扱う事実によって特徴づけられた認知的合理性の一形態と定義する。

axiological rationality を認知的合理性の一変種とすることによって、私は強いテーゼを導

入する。このため、些細な見解を強調することが重要である。「認知的合理性は多くの場合我々が提起する問いに解答を与えることができない」。我々はかなり数の科学的質問に何ら回答を持っていない。我々はストレスが胃潰瘍の原因であるかどうか実は知らない。蜂が実際に言語を持っているかどうか実は知らない。同じように、我々は数多くの道徳感情の質問, axiological question に何ら答えを持たない。かくして目下のところ、女性が生殖のために彼女の子宮を貸すことができるかどうか、どんな場合にできるのかという質問に何ら普遍的なコンセンサスは存在しない。しかし妥当な回答の探索は常に認知的合理性のルールに従う。これは価値的問いにも（表示的＝記述的問い representative questions）にも当てはまる。

3.1 アダム・スミスの例

私自身の貢献は、分析的観点から価値合理性と認知合理性の連結を表現することと、多くの社会学的著作にそれが潜在的に存在することを明らかにしたことにある。ウェーバーは価値合理性の発想を概念化することを提案した最初の人物であるが、それを実際に使用した最初の人物ではない。ウェーバーの発想に含まれるこの重要な直感は大抵アダム・スミスのところにすでに明白に存在していた。アダム・スミスの事例はカントの実践的理性の一般格率よりはるかに具体的で、社会科学にとってははるかに有用な発想であることを証明している。

スミスは『国富論』のなかで、彼の同僚が給与の公平さに強い集合的感情を持っているのはなぜか不思議に思っている。18世紀の英国人の中の強い集合的感情とは、坑夫が兵士よりも給与が多く支払われるべきというものであった。このコンセンサスの原因は何か。スミスの答えは、この感情が主観的、客観的に妥当する理由に根ざしていることを証明することにあった。

1. 給与は貢献への報いである。
2. 等しい貢献は等しい報酬で対応すべきである。
3. 貢献の価値の中にはいくつかの要素が入っている。たとえば、給与のタイプの能力を産出するのに要求される投資、貢献の実現に伴うリスク等。
4. 兵士と坑夫の場合、投下した時間が比較可能である。兵士をつくったり、坑夫をつくるのに多くの時間と努力を要する。
5. にもかかわらず、二つのタイプのジョブには重要な違いがある。

兵士は社会である中心的な役割に奉仕している。国のアイデンティティと存立そのものを保つ。坑夫はとりわけ経済活動を果たしている。彼は織物工とおなじくらい社会に中心的でない。

6. したがって、ふたりの男性の死は異なった社会的意味を持つ。坑夫の死は事故死とみ

なされ、戦場での兵士は死は犠牲死とみなされる。

7. それぞれの活動の社会的意味の違いの故に、兵士は戦場で死んだ場合、シンボリックな報酬、威信、シンボリックな区別、弔いの榮譽を授けられる。
8. 坑夫は同じシンボリックな報酬は授けられない。
9. 特にリスクと投資の点で二つのカテゴリーの貢献は同じであるが故に、坑夫の給与をもっと高くすることによってのみ、貢献と報酬の均衡は回復される。
10. この理由システムは「坑夫が兵士よりも給与が高く支払われるべき」という我々の感情に責任がある。

ここで、二つの注釈が導入される。まず第一に、理由の集合はコンテクストを所与とすれば、全く納得できるもののように思われる。技術の進歩が坑夫が床から鉱石を採掘することを可能にするとか、コンピュータの助けを借りてロボットに指図するというユートピア的他のコンテクストでは、この理由システムの妥当性は崩れるであろう。坑夫はもはや死に至るリスクを負っていないが、高水準の能力と長い訓練を持たねばならないだろう。第二に、道徳感情を基礎づけている理由は一般に人々の心の中ではメタコンシャスである。それらは存在するが、多くの場合個人が自問したり、なぜそう思うのか他者から尋ねられて初めて実際に意識するようになる。ソクラテスがプラトンの『対話編』の中で、彼が話しかける相手の心の中から引き出した理由は、明らかにメタコンシャスなものである。

我々自身の道徳感情の構築と我々が所属しないコンテクストの中で登録する道徳感情の理解にとって、上記の二つの点はきわめて重要である。我々が通常ある伝統的社会で使用される雨乞い儀式を奇妙と見なし、火起こしの儀式を正常と見なすのはどうしてか。これらの社会の成員は知らないのに対して、我々はエネルギー変換の法則を知っているからである。彼らは雨乞いと火起こしを等しく呪術的と見なす。レシピーは行為の呪術の力を吹き込む傾向がある。もし我々がコンテクストによる認知的理由のパラメーター化を無視するならば、他のコンテクストにいる人が彼らがすることをするのはなぜかに関する理由を理解できず、彼らを非合理的と扱うことであろう。未開人としてではなく、19世紀の人類学者、社会学者がしたように。道徳への認知的アプローチは偏見と闘う武器のみならず、偏見の有益な説明を与える³。

³ 二つの注釈は1999年、2004年にはない。2010年に新たに追加されたものである。

3.2 スミスの事例から得られる教訓

スミスの事例からいくつかの教訓が引き出すことができる。スミスのそれとは異なる坑夫と兵士の給与の理由群が考案されうる。例えば、兵士は彼らの家族と離されるのもっと多くの金銭的補償を受けるに値する。その議論は幾人かの心に存在しているかも知れない。広く共有されるコンセンサスを作り出すのにそれだけで十分であろうか。この事例の場合に経験的に確かめることが実際には不可能であることを所与とすれば、スミスによって提示された理由はすべて直裁なので誰にでも受け入れられ、互いに両立可能なので、この理由の理念型システムは特に納得できるものだから、コンセンサスが形成されることだけが述べることができる。他の事例では、人々がある問題について考えるのはなぜかと尋ねられるときのように、もっともらしい理由群の中からひとつを迷うことなく選ぶことが容易である。

哲学者シェーラー（1954）は自身が価値の直感主義的現象論を開発したので、アダム・スミスと深く意見を異にしている。しかし彼はスミスの理論は道德価値とその他の価値の説明にとって重要であることに十分明白に気づいており、彼はそれを司法的理論と正しくも呼称している。彼はまた認知的合理性はスミスの道德感情論のコアであることを十分に知っていた。その理論はそれらを集団の成員が多少とも暗黙に妥当するものと知覚する議論システムの帰結として分析することを提案していることを知っていた。

今日の社会学者はアダム・スミスを社会学の創設者と見なすことはめったにないが、パーソンズ等（1961）は社会学にとってのスミスの重要性を十分に、正しく認めていた。スミスの『国富論』はいわゆる用具的 RCT の主要な源泉のひとつであるが、同時に多くの文章の中に用具的合理性の限界の強い批判と私が呼ぶもの、*axiological feelings* と判断を認知的合理性によって導かれた過程から引き出すことによってこれらの限界を克服する提案を含んでいる。

スミスによって用いられたアプローチは現代の著者から取り出した事例によって容易に例証されうる。今日の倫理学のある理論家（Walzer 1993）はスミスの事例に似た我々の道德的言明のいくつかを分析している。たとえば、徴兵が坑夫にとってでなく、兵士にとって正当な補充方法とみなすのはなぜか、と彼は尋ねている。その返答はまたも、後者の役割が重要でなく、前者の役割が国家にとって重要だからというものである。徴兵が坑夫に適用可能なら、すべての職業に適用可能となり、それは民主主義原理と両立し得ない体制に導くであろう。同じ流儀で、正常な状況でそのような任務のために彼らを使用することは不当と見なされるであろうが、災難時に兵士がガレキを収集する作業に使われることは容易に受け入れられる。上記のいずれの事例でも、スミスの事例と同様、集合的道德感情に責任あるものとして強い理由が広く共有されている。

上記の事例では、スミスの事例同様、集合的道徳感情が主観的に強く、客観的に妥当する理由に根拠をおいている。大半の人々がそれらを強いと見なす傾向があるので、これらの理由は超主観的と呼称される。スミスの用語を用いれば、「不偏不党の見物人」がそれらを受け入れるだろう。かくして坑夫でもなく兵士でもない、彼らの親や友人にも坑夫も兵士もないので自分の利害に直接関わらない人々が不偏不党の見物人の立場にいる。彼らは坑夫が兵士よりも給与を多く支払われるべきと明らかに考えるであろう。

スミスの分析は潜在的に *axiological feelings* の一般理論を提案している。それは *axiological feelings* が理由に根拠を置き、これらの理由が必ずしも用具的でないことを示唆している。スミスはここでは彼が考察している集合感情の認知的合理的説明を提示している。「坑夫が兵士よりも給与を多く支払われるべき」という感情は集合感情であり、それは個人の心の中にある強い理由に根拠をおいているので強い感情である。問題になっている集合感情はその語のもつ個人に特有の意味での感情ではない。それはむしろ、社会的行為者がみんなも自分と同じように感じるであろうという印象を同時に持つことなしには味わうことのできない感情タイプである⁴。感情的ではあるものの、この感情は個人の心の中に存在する理由群と連合している。そこでスミスの事例で例証された *axiological feelings* の司法理論、認知理論は情動性と合理性の厳密な二区分を克服する重要な特性を持っている。ある事態が公平である公平でない、正当である正当でないという強い感情を私は持っている。その理論は自己の心の道徳状態が他者の心の状態を知覚する仕方に左右されることを示唆する。私は他者が私の見解を共有すると感じることなしには理由を妥当なものとして味わうことはできない。

この道徳感情（一般的には *axiological feelings*）への認知的アプローチは、いかなる人間も自分の道徳感情を拘束的と感じるのはなぜかというデュルケムの質問に分析的な回答を与える。私が再構成したスミスの議論において用いられた個人の言明は主観的に強いことを共有していることと、それらが客観的に妥当するので——デュルケムの意味では拘束的——であることが容易にチェックされる。上記の言明の一部は経験的である。例えば、どちらの職業も死のリスクを背負っているので、兵士の訓練は坑夫の訓練と同じ長い期間を要する。これらの言明は疑いの余地がない。鉱山採掘は個別の経済的機能であるのに対して、国家の安全を強化することは中心的社会的機能であるという言明も争う余地のないものである。言明

⁴ [訳注] 2010 では、1999 にある次の段落が省略されている。「ある事態が公平であるという感情と全員がそう判定すべきであるという感情のつながりは、我々がこの感情を強い理由の帰結として体験すると想定するやいなや明白となる。スミスはある事態が公平である、正当である云々というタイプの感情は、ある事態が真実であるというタイプの感情と同様、理由の帰結であると想定している。規範的立言は記述的立言と同じく理由によって生み出される。従って私はミードの意味での「一般的他者」がある事態が真実である真実であると判定することを期待するように、ある事態が公平であると判定することを期待する」。

のいくつかは最も馴染みの社会学理論に由来する。交換理論は自分が受け取る報酬が自分が与える貢献を反映することを人々が期待することをまさしく述べる。言明のいくつかは最も馴染みの社会的観察に由来する。死は自己よりも自己犠牲の結果であるときに、両者が同じ意味を持つものとは知覚されない。シンボリックな報酬は後者を補償するためでなく、前者に報いるために使用される。上記の言明も容易く受け入れられる。概して、スミスの言明で使用されるすべての個々の言明は受け入れられる。このため、大半の人々はその結論（ある事態が公平である）を強く知覚する。

さらに、そうすることが公衆の是認を生み出しがちであるという事実を除いて、坑夫に兵士よりも多く給与が支払われることから生じる社会的帰結がスミスの議論のどこにも触れられていないことが注意されるべきである。スミスの議論はむしろ原則からの演繹の形式を取っている。人々は坑夫が兵士よりも給与が高く支払われるのが公平という感情を持っている。この感情は強い原理（貢献と報酬の比例原理）に由来する強い理由に根拠をおいている。これらの理由はみんなの頭の中にあるとスミスはしていないし、仮定する必要もないが、直感では彼らの信念に責任があると仮定していることは明確だ。坑夫が兵士より給与が多く支払われないなら、これはおそらく（坑夫によるスト）という帰結を生むだろう。しかしこの帰結は坑夫が兵士より給与が多く支払われるべきと人々が考える理由ではない。人々は帰結を恐れるからこの言明を信じているのではない。ウェーバーは用具的合理性と価値的合理性の区別を導入したとき、そのようなケースを念頭に置いていたのだろう⁵。

4. 公正感の基礎とはなにか

スミスの事例によって例証された価値感情⁶ (axiological feelings) の認知的説明は他のモデルよりも容易に価値感情に関する理論と経験的研究の間に架橋することができる。いくつかの事例は、このモデルの助けを借りて、経験的研究の知見の解釈が一層明確化され、同時にもっと効率的な観察とリサーチ手続きを示唆することを明らかにするであろう。

4.1 フローリッヒ- オッペンハイマーの研究

フローリッヒ- オッペンハイマーの研究は、ロールズ、ハルサーニのような現行の公正理

⁵ [訳注] 2010 では、1999 にある次の段落が省略されている「スミスの分析は用具的-帰結的よりむしろ価値的であることを強調しておく価値がある。なぜならそれは『道徳感情論』ではなく、合理性を用具的-帰結的と定義している功利主義パラダイムに基づいているだけでなく基礎を敷いた著書である『国富論』からの引用であるから」。

⁶ 以下 axiological feelings は（道徳感情、規範感情の含意も持つが）価値感情と訳している。公正感はその代表例である。

論が財のある分配が公正か公正でないかの実際感覚を再生することができるかどうかを確定することを目指している。サンプルは一組の分配の中から架空の所得分配を選択するよう求められた。提示されている一組の分配の中からの所与の分配の選択は、被験者が念頭に置いているのは4つの公正感のいずれかが類推できるように組み立てられている。

—ハルサーニの功利主義理論（Harsanyi 1955）から引き出された原理、つまり平均が最大値の分配を選択する。

—ロールズの公正理論から引き出された「格差原理」、つまり下限所得（the floor income）が最大値の分配を選択する。

—平均を最大化し、最低所得（a minimum floor）を定義する原理を選択する。

ロールズ理論から引き出された「格差の原理」と対比するなら、この原理は下限所得値が最大化されるよりも下限所得が所与の値を下回らないことを要求する。

—分散が所与の値を上回らないことを前提として、平均をできるだけ高くする原理を選択する。

最初の二つの原理はハルサーニとロールズというよく知られている理論に基づいている。第3のものは実は公式に開発された公正理論から引き出したものでなく、大半の民主国家の政治当局によって一般的に執行されている分配政策を反映している。第4のものは社会学の機能主義理論から引き出されたものである。ロールズよりかなり前に、機能主義理論はどんな条件下で不平等が容認されるか（容認されないか）を尋ねている。機能主義理論の回答は、不平等はある機能を持っていると知覚される限りで容認される傾向がある、というものである。換言すると不平等はこの機能を充足するのに必要な量（amount）に限られるべきだと。最善の支払いと最悪の支払いの一定の差以上で最悪の支払いは脱動機づけられる。この閾値を上回る不平等の度合いは大半の人々によって余りに大きすぎるとみなされるだろう。同様に、一定の差以下で最善の支払いは脱動機づけられる。人々は通常はこれ以外の閾値は超えられるべきでないと考えている。フローリッヒ-オッペンハイマーの研究は、機能主義者のアイデアによって多少ともインスパイアされた公正感を抱いている回答者は提案された分配の標準偏差（the standard deviation）に注意を払うはずという仮定を導入している。

「無知のベール」についてのロールズの仮定は、実験では選択が一度なされると被験者が所得階級のひとつにランダムに位置づけられ、彼らはその階級の所得に比例した報酬を手に入れるという事実によってシミュレートされている。かくして彼らは自分の選択が自分の報酬に影響を及ぼすことを考慮するように導かれていた。彼らは提示された分配の最上位、最

下位, その中間の諸階級のいずれに所属するのか知らないので, いずれの分配が最も公平かに関する彼らの判断は彼らの利害によってインスパイヤされ得ないという意味で, 偏見のないものと考えることができる。

研究はアメリカ人のサンプルとポーランド人のサンプル (81 実験集団) で行われた。それは我々の議論にとって照射的である。それは人々がロールズの公正感を拒絶することを証明している。ロールズ理論はプライマリーな財の分配についての人々の価値感情の妥当な再構成としては支持されなかった (1.23%)。回答者の選択頻度が最も高かったのは, 最低所得を定義し平均を最大化するものであった (77.8%)。次にずっと離れて, 最低も分散も何ら制限のない平均の最大化 (ハルサーニの原理) であった (12.3%)。分散に制限のついた平均の最大化が選択される傾向はロールズの格差原理についできわめて低かった (8.64%)。

実験研究のもう一つの興味深い知見は, アメリカ人のサンプルとポーランド人のサンプルではほぼ同じことであった。第 1 位が他の 3 選択肢をはるかに圧倒していた。

4.2 フローリッヒ- オッペンハイマー研究の認知的アプローチからの解釈

ここのごとく, 回答の分布が高度に構造化されるとき, 強い原因が分布に責任があると仮定することができる。その上構造化が文化コンテキストが変わっても同じであるときに, この原因はコンテキスト超越的であると仮定されうる。最後に回答の高い構造化と回答のコンテキスト超越性は, 回答者の選択が強い理由によって彼らの心の中にインスパイヤされる事実によって生み出されるものと仮定されうる。

この研究は回答者に非常に抽象的な意思決定状況を提示している。回答者はひとつの分配が他の分配より公平かどうかという質問に答えねばならない。彼らはその所得不平等がどのようにして生成されたかに関して何らの情報を持たない。彼らは分配に現れた虚構の母集団の職業に関して何も知らない。今や回答者に関して行われた議論は, 彼らが所得不平等が機能的不平等を反映すべきという観念を受け入れていることを明らかにしている。「私の職業役割を所与として私が遂行することが想定されている任務が, 機能的により重要であるとすれば, 私は高い所得を手に入れる資格がある」。しかし実験のコンテキストを所与とすれば, 所得分布が機能的不平等を反映しているかどうかという質問に彼らは答えることはできない。彼らは質問を有意味にするのに必要な当該情報を持っていないから。

回答者は質問を自分が回答できるものと見なし, 質問に the best grounded answer を与えようと努めているものとおおむね仮定できる。政府が所得分配の平均をできるだけ高くすることは正当な目標か。彼らはこの質問にイエスと答えたことは明らかだ。政府が標準偏差を低くしようとするのはいいことか。回答者はそれが機能的な時には不平等は正当であると

いう考えを支持する。しかし彼らは分配によって反映された不平等が機能的か否かを知らないで、彼らに開かれている最もリーズナブルな仮定は、標準偏差を縮小しようとする努力は容認できない危険なものであるというものである。おおむね実験によって作り出された認知的条件を所与とすれば、魅力的な回答は分布の標準偏差が関係する限り、何らかの制限を拒絶することであった。他方で回答者は、市民がさらされる生命の危険に何らかの保護を設置しようとするのが政府に期待されるから、最低所得に制限を導入することはいいことと見なした。おおむね、分かりやすい理由から最も多くによって選ばれる回答は、平均を最大化する最低所得を保障する、標準偏差を最小化しようとしなないである、なぜならそれは複数の未知のメカニズムによって生み出されるからであり、それを下げることは反生産的なものになるから。

換言すれば、高度に構造化された回答の統計分布は強い理由の結果であるものとして分析されうる。同じ強い理由は実際の政府も回答者と同じ選択をするのはなぜかを説明するからと指摘されうる。彼らは通常決定を所得分布の平均を高める傾向があるものと見なす、換言すると成長を促進することを善とみなす。他方で彼らの大半は人々は生命の危険に対し安心（insurence）があたえられるべきと考える。あまり社会主義的でない政府でさえ、貧困と貧困者の比率をできるだけ低くすることに気を配る。その上すべての者は理想的には少なくとも誰一人として社会から排除されるべきでないと思っている。最後にすべての者は不平等は複雑なミクロ現象の所産である、それらは部分的に機能的である、所得分布の理想的な標準偏差がどんなものかを確定することは不可能であることに気づいている。彼らは低い標準偏差は必ずしもベターとは限らないとみなしている。上記の理由で、大半の政府はこの点で非常に賢明である。所得の標準偏差を縮小しようとする政府の努力は単にシンボリック（みせかけ）でないときには、多くの場合周道的である。

換言すれば、人々と同様政府は所得分配の公平性に関して多少未分化な小さな理論を持っている。この理論には、彼らが強いと見なす議論が含まれる。これらの議論から、彼らは標準偏差をできるだけ小さくする、平均をできるだけ高くするのは善か否かに関して結論を引き出す。

ロールズの格差の原理が政府によって、実験の被験者によって強く拒絶されたのは、それを拒絶する強い理由が存在する事実由来する。それ以下では所得分布の標準偏差の縮小が所得分布の平均にネガティブな影響をあたえる閾値を効果的に確定することが不可能であるから。

実験条件が異なれば回答者の回答に働く理由システムも異なるであろうことが付言されねばならない。例えば、回答者に提示される分布が虚構の同定されないグローバル社会でなく、

組織の給与を反映したものとして提示されたり、組織が互いに類似したものとして提示されたり、所得階級に対応する職業タイプに関する情報が回答者に提示される場合を考えてみよ。その場合、回答者は標準偏差を考慮し、それが機能的不平等を反映しているかどうか見ようとするだろう。グローバルな社会に関して最善の標準偏差が何かを確定することが難しくても、組織の場合のそれを確定することは難しくはない。

4.3 コンテキスト効果の重要性をチェックする

先の事例は人々の公平感は一般原理の適用からの単なる派生とは見なせないことを示唆する。だがこれは公正理論と公平の実際の感情の関連に関する問いを提起することを避けることを言っているのではない。実際もし我々が人々がある道徳判断を支持するとき、彼らは主観的選好だけでなく、他者によって潜在的に共有されうる客観的判定を表明していることを承認するようになるならば、公正理論が人々の公平感情に関して何も教えることができないということを受け入れることはできない。

道徳判断のコンテキスト的次元を考慮することは我々にその問題を明確化することを可能にする。もっと正確に言えば、公正の哲学理論が潜在的に導入するコンテキスト仮定がその状況で実際に充足されるものと見なされるやいなや、その理論は所与の状況で説明的価値を持つといえる。このアイデアをもっと具体化するために、わたしはフローリッヒ-オッペンハイマー (F&O) の知見を、その問題意識はまったく似ているがコンテキストのバリエーションを導入するもう一つの実験 (Mitchell et al. 1993) (MTM&O) と比較するつもりである。

彼らは認知モデルを使用しなかったので、F&O は実験コンテキストによって誘導された理由システムを再構成することを試みることはなかった。さらに彼らは公正の一般理論と実際に観察された公平感情を架橋するために自分たちの知見を使用することに成功しなかった。実は組み合わせられた原理 (平均の最大化と最低所得の定義) について彼らが観察したままの人気の人気はその原理が一般的に通用すると見なされるべき (あらゆるコンテキストでの人々の公平感情を予測できる) ことを意味しない。F&O の被験者の間でロールズ理論、ハルサーニ理論、機能主義理論が成功を見なかったことに関して、これらの理論が他のコンテキストで説明的価値を持ち得ないといっているのではない。ロールズの公準によれば、コンテキストが何であろうと、その状況で選ばれた原理が適切と見なされうるような架空の状況が同定されうる。F&O はロールズの哲学的公準を社会学的に通用する公準として解釈し、無知のベール状況をシミュレートし、人々が実際にロールズの格差の原理を支持するかどうかチェックした。我々が見たように、この原理を支持するものはごくわずかであった。

しかしひとつの重要な質問は、その実験が実際に「無知のベール」状況をシミュレートし

ているかどうかである。この状況は、人びとが次の賭けの間で選択しなければならないコンテキストとして定義されうるかどうかである。ただし人びとは確率が不明の所得分布の分類の各々に属することができる。もし我々が、そのようなコンテキストにおいて人びとが最もリスクの少ない分布（＝賭け）を選択する、つまり下限所得を最大化する分布を選ぶ傾向があると仮定するなら、この実際のコンテキストは「無知のバール」のグドナ解釈であること、ロールズの公正原理のローカルな基盤を与えていると結論を下すことができる。だがF&Oの被験者は平均を最大化し、最低所得を定義する分布を選好した。換言すれば、被験者はリスクからの防御と潜在的利得の最大化の双方を求めたように見えた。ロールズ原理とこの乖離は、F&Oの賭けはライフチャンスの賭けを適切にシミュレートしていない事実に由来する。つまり組上に上っているのは程度の大きさの順序であるから、F&Oの研究よりもライフチャンスの賭け方がリスクを嫌うことが強かった。しかしこの乖離は、またロールズの「無知のバール」がこの架空の状況におかれた被験者にとって重要と思われるものを考慮に入れることに失敗している（恐怖心と躊躇が恣意的に扱われている）事実にも由来する。じつは「無知のバール」の下で、諸個人は語の用具的意味でのみ合理的であるとみなされ、道徳的直感を持つものとは想定されていない。もし我々が「無知のバール」の下の個人が恣意性を恐れるなら、我々はロールズの格差の原理を引き出す。今人びとが彼らの実際の態度、業績、天賦の才をほとんど忘れる（括弧に入れる）ならば、彼らはこれらの資質が考慮されない、彼らが受け取る社会的報酬に何ら影響しない社会に暮らしていることを想像できたかも知れない。

MTM&Oによる研究はこの重要なコンテキスト次元の明示的バリエーションを導入しているので興味深い。要するにMTM&Oによる実験はメリトクラシー的として描かれる社会の中で最も公平な経済政策についての意見を人々に尋ねている。もっと正確に言うと、被験者はF&Oと同じ択一原理によって導かれた経済政策の中から選択することを要請された。

- ロールズの公正理論から引き出された原理、つまり下限所得（the floor income）を最大化する経済政策を選択する。
- 組み合わせ原理、つまり平均を最大化し、最低所得（a minimum floor）を定義する経済政策を選択する。
- ハルサーニの功利主義理論から引き出された原理、つまり平均を最大化する経済政策を選択する。
- 均等原理、つまり標準偏差を最小にする経済政策を選択する。

政策の選択肢は効率的なもの、原則に合致する所得分配を生み出すものと想定されている。

被験者の選択は公正原理の選択肢の政治的受容可能性と道徳心の程度にのみ左右されるものと想定された。その上被験者は経済政策の選択肢を評価するときに、階層システムの階級のひとつに自分を投射するのを回避することを鼓舞された。F&O と対比するなら、彼らは金銭の実際の獲得によって動機づけられなかった。おおむね、MTM&O は被験者が実際あるいは架空の個人利益を考慮するのを避けようと努めた。

F&O の実験の場合には、被験者は次の質問を答えるために実験状況に導かれた。

所得の不平等はどのようにして生成されたか。

所得の不平等は長所（能力）の不平等、業績の不平等を反映しているか。

所得の不平等は機能的と見なされうるか。

政府が所得分配の平均をできるだけ高くしようとするのは正当な目標か。

政府が所得分配の標準偏差を少しでも低くしようとするのは正当な目標か。

政府が所得分配の最低所得を定義しようとするのは正当な目標か。

政府が下限所得を最大化しようとするのは正当な目標か。

被験者は最初の質問に特別の注目をした。というのは、F&O の実験と対照的に、彼らは不平等の機能性に関して情報を与えられていた。彼らは不平等がメリトクラシー原理に広く由来する社会か、中位あるいは、低位に由来する社会かを考慮しなければならないことを伝えられていたからである。

低位ないしは中位のメリトクラシー条件では、被験者は所得の不平等は自分たちの努力、能力、業績を反映しないことを知っている。そこで、所得の不平等は彼らには逆機能的、従って恣意的に思えた。そのようなコンテキストでは、諸個人は政府に制約なしに平均を最大化することを許さないことを我々は仮定できる。許すことは一部の個人が他者を邪魔してまで過剰に富ますことに導くからである。その上下限所得の制限は所得分配が機能的と見なされる場合に十分とみなされるだろう。しかし機能的と見なされない場合には、そのような制限は分配によって引き起こされる不公平感を緩和することはできないであろう。分配から生じる不公平が逆機能的、非機能的とみなされる場合、ロールズの格差の原理を支持するよう人々は鼓舞される。というのは、それは分配によって引き起こされる恣意感を補償できる唯一の選択肢であるから。実際格差の原理は下限所得を最大化するので、それは当然大きな再分配を生成するはずである。その上、分配が逆機能的、非機能的と信じられていることを所与とすれば、その恣意性を制限する最良の方法は上限に制限を課すか、上限を低くすることである。最後にロールズの原理は均等の原理よりも魅力的である。というのは、前者の方がより高い平均を約束するからである。MTM&O の実験は、均等原理が他の分配原理より低

い平均とつながっていることを想定している。

おおむね、不平等が逆機能的、非機能的とみなされるコンテキストでは、制限が平均を下げないという条件付きで、被験者はリスクからの保護、分配の恣意性を是正するために標準偏差を抑制することを求める傾向がある。MTM&O による被験者の理由の再構成に従うと、MTM&O の主要な二つの知見のひとつは、メリトクラシーの低位及び中位の条件下では、多数意見はロールズの格差の原理を支持するものとして登場する。

MTM&O の主要な第二の知見は、架空の高いメリトクラシーのコンテキストでは、F&O の研究と同様、多数意見は「組み合わせ原理」を支持する。所得分布が諸個人によって自分の能力、業績を適切に反映していると知覚され、大半の諸個人が機能主義理論のラフバージョンを心に描いているなら、標準偏差を下げようとすることは被験者に容認できない、逆機能的にみえる。それは社会的行為者を脱動機づけする効果を持つだろう。均等原理に関して、そのようなコンテキストでその原理が選好されることは考えにくい。しかしロールズの原理はおそらく魅力的でないだろう。分配が機能的と見なされる時、被験者が嫉妬によって専ら動機づけられている場合を除いて、標準偏差の縮小が容認されることを見る理由は皆無である。F&O の研究では、被験者は分配の機能的性格を歪めることに導かず、平均にネガティブな影響を一切もたらさないという条件付きで、生命のリスクからの保護を求める強い理由を持つ。おおむね、高いメリトクラシーのコンテキストでは、被験者は「組み合わせ原理」を選択する強い理由を持つ。

均等原理は実験ではほとんど選ばれることがなかったことがたまたま指摘されるが、それはおそらくこの原理を支持する強い理由を見いだすことが難しいからであろう。

まとめると、ロールズの格差の原理は財の分配が恣意的と知覚されているコンテキストで人々によって実際に体験される公平感を適切に描写している。それが恣意的と見なされず、機能的とみなされるコンテキストでは、同じ原理が大多数によって拒絶される。財の分配が恣意的と見えるコンテキスト以外では人々はロールズニアンとして現れる。他のコンテキストを同定することは公正感の社会学的リサーチにとって興味深い目標である。しかし F&O と MTM&O の分析から引き出される結論は、人々が味わう公正感を再生産することのできる単一の公正理論は存在しないというものである。

これは二つの補完的理由に由来する。

- 1) 上記の理論はすべてコンテキスト的であること
- 2) 人々によって体験される公平感はコンテキストのパラメータを考慮する理由によって彼らの中に引き起こされる。

上記の理由を心にとめるなら、なぜ人々はある状況ではロールズニアンとして現れ、他の状

況では非ロールズニアンとして現れるのか理解することが容易になる。すべてのコンテキストで人々が実際に味わう公平感を予測できる公正理論の単一基準は存在しない。公正の一般理論は実際には認知モデルの個別の適用である。

5. 公平, 正当, 善悪等のどちらの基準か

先の事例は, 「X は公平, 正当, 善, 不公平, 不当, 悪」タイプの集合感情の強い理由の所産として説明されうることを示唆する。これは「ある理由を強いとか弱いとするものは何か」という疑問を引き起こす。換言すれば, どの基準に基づいて, 我々はある理由を強いとか弱いと判断するのか。これは逆説的に思えるかも知れないが, 大半の公正理論, より一般的には大半の価値理論 *axiological theories* は素朴にシンプルな基準を善, 公平, 正当性, あるいはその正反対のものと結びつける傾向があるので, 失敗していることを私は言おうと思う。

事例を積み重ねることはほとんど不要である。カント流の普遍主義の基準に向かつては, 嘘その他の逸脱行動がある状況ではモラルとなりうることで異議が申し立てられてきた。功利主義的基準に向かつては, 人々は自分に何ら影響を及ぼさない, あるいは自分の安寧にポジティブな影響を及ぼす事態に非常に敵対的になりうることで異議が申し立てられてきた。カント主義理論, 功利主義理論のような規範理論はその成功を, 道徳性, 公平性, 正義の基準が容易に定義されうるという原則から出発する事実を負っている (Taylor 1997)。しかし彼らの成功のこの理由は彼らの弱点の原因でもある。

カントが道徳性の一般的基準を提示しようと努めたことは驚きである。というのは, これは彼の『純粋理性批判』での彼の a just and profound な注釈に矛盾するからである。真理の一般的基準を求める人は, ひとりが雄羊のおなかの下にバケツをおき, もうひとりが雄羊からミルクを絞る二人の間抜けを思い出させる⁷。このジョークは重要な点をついている。実は真理の一般的基準というものはなく, あるのは単なる個別の基準だけである。かくしてタルスキが定義したように, 観察的言明の真理の基準は存在する。「雪は白い」は雪が白い場合に真理の言明である (Tarski 1936)。しかし理論 (一般的には議論のシステム) の強さを評価するために機械的に適用されうる一般的基準は存在しない。

振り子のホイエンス理論のような全く論争にならない科学理論を取り上げる。どちらの基準で我々はそれが真理であるとみなすのか。ポッパーは今日まで我々がそれに矛盾する事実

⁷ Kant 1787 n.d.I. I, 2nd part (Die transcendente Logik), III (Von der Einteilung der allgemeinen Logik in Analytik und Logik), p. 93

を発見することができないが故に、その理論は真理であると見なすというであろう（Popper 1968）。我々が様々な状況下で観察できるすべての振り子がホイエンス理論から引き出された予測と合致した仕方では振る舞う。この理論は今まで反証されていない、その意味では真理のように見える。しかし我々はそれが観察と合致する予測に導くというだけでホイエンス理論を真理とみなしてはいない。我々はまたそれが科学理論で受け入れがたいと見なす概念を導入しないので、ホイエンス理論を真理とみなすのである。しかしどんな基準で我々はある概念を科学的に受け入れられるものと見なすのか。振り子の運動はホイエンス理論では、（ある力は振り子を地球の中心に向かって引っ張り、別の力は振り子をつるす糸が固定されている天井の点に向かう）力の組み合わせの所産として分析される。我々は力の概念と力の平行論理によって描写されたメンタルな構築物を正当なものに見なすが故に、ホイエンス理論を受け入れる。そのような概念が受け入れられるもの、正当なものかどうか我々が確定できる基準が一切ないことを知るには、デカルトからカルナップにいたる全く非経験的な概念に向けられる異議を検討することで十分である。ホイエンス理論の事例を典型的より例外的と見なす何らの理由を一切持たないので、我々は科学的理論が妥当するないしは真理であると見なせる一般的基準を通常は定義できない。デカルトは力の概念は受け入れがたいものと得心していた。我々は力の概念は受け入れられるものと得心している。我々が同定し、デカルトが同定できなかったこの基準を除いては、それを受け入れられるものと判定するために使用できる容易な基準は一切ない。それは多くのことを説明し、物理学の歴史の中で繰り返し成功裡に使われてきているから、我々はホイエンス理論を受け入れる。カントが真理の一般的基準は一切存在しないと述べるとき、彼は正しい。

一般的基準を真偽の概念と結びつけることが不可能なら、どうして一般的基準を公平、善、正当、あるいはその正反対の概念と結びつけることが可能なのか。もちろんそのような基準への強い需要が存在する。しかしポパーの反証の基準のケースが示すように、この需要に応えるために提案される基準は決して十分ではない⁸。

これは真理、公正、正当性、善についての直感理論に導かないか。我々は力の概念を科学的物理理論では受け入れ可能で、神の概念は受け入れ不可能と見なすが、その理由は。直感的なものではなくダーウィン流の歴史過程は科学者によって追求される目的を所与とすれば、前者を適切として選択し、後者を不適切として拒絶するからである。

ここで私のいいたいのは、「Xが真理である」という集合的感情、あるいは「Xが公正、正当である」という集合的感情を我々が説明しなければならないのかどうかである。そのよ

⁸ 私は他のところでもっと徹底的にこの点を論じた（Boudon 1994, 1997b）。

うな言明は人々によって強い、正反対の結論に導く理由より強いものとして人々のところに根ざすときに支持される。このため、理由システムに含まれる経験的言明はタルスキの基準、つまり当該の観察と合致すべきということが付加される⁹。

認知的合理性の場合には「Xは真実である」という感情が、価値的合理性の場合には「Xは公正である、正当である」という感情が、社会的主体の心の中で、彼らによって強いと知覚されている理由システムに根ざしている事実を指す。理由システムが後者において少なくともひとつの指令的言明を含む事実によって両者は分けられる。

5.1 価値感情（個別には公正感）の普遍的次元とコンテクスト的次元

善、公正の基準の存在を誤って想定する欠点を持つことを別として、（本章の冒頭で私が言及したような）価値感情の一般理論は、男性の価値感情、公正感のコンテクストごとのばらつき、歴史ごとのばらつきを十分に説明することはできない。

私が提示している認知モデルは、他のモデルよりも道德感情のコンテクスト・歴史次元と普遍的特性の組み合わせを適切に捉えることを可能にする。

かくして、強い理由が二つの対照的態度を決定しているのだから、あるコンテクストでは、人々は見返りが貢献を反映すべきという原理からの逸脱に非許容的に見え、他のコンテクストでは同じ原理からの大幅な逸脱に抗議せず受け入れ、非常に柔軟に見える。私が先にロールズの「格差の原理」について指摘したことは一般的なものと見なされる。この原理だけでなく別な原理もコンテクスト次第で受け入れられることがあれば、拒絶されることもある。

おおむね、価値感情の認知理論はコンテクストごとに観察される公正感のばらつき（変異）を正確に説明することができる。というのは、それはばらつき（変異）に責任のあるコンテクスト・パラメータを考慮し、これらのパラメータが社会的行為者によって多少自覚的に知覚されていることを想定している。そうすることによって、認知理論は公正感のコンテクストへの感受性とそれを味わう社会的主体によって多少潜在的に主張される一貫性と客観性のあいだの明らかな矛盾を解決する。

道德的判断のコンテクストでのばらつき（変異）は、諸個人によって支持されている道德見地を支配する非一貫性と随伴性の証拠としてしばしば提示される。例えば、ホックシールドは人々が彼らがおかれるコンテクストの特色に応じて様々な公正感を受け入れる事実を彼らの見地の非一貫性のしるしと見なしている。もしそうであれば、社会学者はこの非一貫性を道德判断に責任のある理由の検討よりむしろ心理的力、社会的力の検討を公認するもの

⁹ 大抵の場合、理由のシステムはその妥当性が一般的ケースでは some well-defined criterion の説に還元されない概念と非経験的言明を含む。

という誘惑に駆られる。その代わり、非一貫性は公正感の戦略的解釈を支持するものとして解釈されうる¹⁰。

対照的に、認知モデルは公正感のコンテクスト性を公正感の客観性の主張と調停することが可能であることを示唆する。これは公正である、不公正であるのような道徳的判断を我々が表明するとき、我々の判断が基づいている理由が抽象的な道徳戒律や主観的な性向に決して由来するものでなく、コンテクストの特性を考慮していると我々が感じるやいなや、他者に同意を期待する。またもや我々が上記の理由を明確に表明することができる想定する必要はないが、その存在を曖昧ながら自覚しているとだけ想定する必要がある。我々は通常観察者が理由が登場するコンテクストの性格に精通していれば、観察者によって理由が妥当なものとして受け入れられる印象を持っている。

もちろん道徳的判断一般を考察したり、我々の主観的価値選好 *axiological preferences* を根拠づけるのは容易なことでない。ある限られた範囲で、同一のコンテクストが様々な行為者によって、様々なやり方で特徴づけられることがあり得る。これは道徳的対立の源泉のひとつである。認知モデルはバザーマンの実験（Bazerman 1985）で提示されたいくつかの判断の中で、我々が提示しようと努めたように、これも考察することができる（Boudon 2001: ch.6）¹¹。

おおむね、認知モデルは道徳判断のコンテクストごとのばらつき（変異）が一般原理の存在、そのような判断が客観的に妥当しうるといふ観念と両立し得ないといふこれまで受け取ってきた観念を修正することへと我々を導く。

5.2 不平等への寛容のコンテクストによるばらつき（変異）

最後に、私はコンテクスト次第で、ある原理が採択されうる（あるいは拒絶されうる）考えの一般性を例証する若干の例をほんのスケッチ風に述べるつもりである。これらの事例はまた、認知モデルの理論的、経験的豊饒性は、個別性と普遍性、コンテクスト性と普遍性、そしてそういつて良ければ、社会学と哲学を対置するよりもむしろ調停する事実由来する指摘を強調するであろう。

『ホワイトカラー（1951）』第5章で述べられている例に戻るなら、C.W. ミルズはある企業で働く女性事務員を描写している。彼女たちは大きな部屋で席につき、すべて同じ机を持ち、同じ作業環境にある。彼女たちの中で、些細なことで頻繁に激しい対立が起こった。熱源、光源の近くに着席すること。そのような些細な争点に対する激しい反応がかくも些細な

¹⁰ ドイツはこの道を辿ろうとしたが、彼の試みは不十分なことが判明した（Deutsch 1975, 1986）。

¹¹ [訳注] Bazerman の実験とその分析は省略した。

帰結をもたらしたのはなぜか。

認知主的解釈はそれらを容易く説明することができる。実際に事務員達の作業環境は貢献と報酬の厳密な平等からの逸脱であることが即座に知覚されうるものである。その上それは通常許容できないものとして扱われる。ホワイトカラーはすべて平等で、すべてが同じような任務に携わる。そこで些細な利益は不当な特権と知覚される。

他の事例では、人びとは報酬が貢献を反映すべきという原理に関して、かなりルーズであるように見える。教育投資が非常に不平等で不公平に報われている。それぞれ x と $x+k$ (教育年数) に対応する地位と所得の分布は一般的には広く重なるであろう。これは x 年の教育年数の個人 X が $x+k$ 年の教育年数の者より高い地位と所得を得る確率が高いことを意味する。貢献（ここでは、教育投資）と報酬（ここでは、地位と所得）の適合の欠如は甚だしい。この不平等を誰も是正することを提案した者はいない。そのうえ、この不平等は一般的には不公平とみなされる。なぜ？ なぜならそれを是正しようとすることは非常にコストが嵩むことであるから。それはまさしく想像のつかない、きっと望ましくない教育システム、職業システム双方の一般的資源活用計画を想定するものであろう。

同じ理由で、世代間の大きな不平等は受け入れがたい、不公平であると知覚されることはまれである。公正感に関する多くの実験が心理学者によって行われてきている。大抵の場合、認知主義モデルは知見に受け入れ可能な説明を提供できる。かくしてスイスとドイツで再現されたある有名な実験で、回答者は次の事例が提示された (Kahneman et al 1986a, Frey 1997)。

有る金物店が 30 スイスフラン (ドイツマルク) で除雪ショベルを売っている。すごい雪嵐のあった翌朝、店は価格を 40 スイスフラン (ドイツマルク) に上げた。あなたはこの値上げをどう評価するか。

合衆国のみならず、ドイツでも、スイスでも大多数は店の行動を不当と知覚した。我々は人びとが必ずしもホモ・エコノミクスをガイドするものと想定される功利主義原理に従って行動しない事実を強調することで甘んじるべきか。それとも、回答の強く構造化された分布の理由を理解する方がもっと興味深くないか。これが他の人びとに何らネガティブな影響をもたらさないものと仮定して、それによれば、棚ぼたは一社会的行為者によって容赦なく受け入れられべき、強いものと知覚されがちなある理論の回答者による採用から生じていると、もっともらしく想定されうる。さもなければ、被験者は他者の犠牲の下に自分の利益を獲得することになる。

最後に、それが値する仕方で述べることができないひとつの重要な注釈が紹介されるべきである。すなわち、述べてきた様々の例では、報酬と貢献の比例（衡平）平等原理が頻繁に持ち出される。しかしながら、それが公正感の唯一の可能な価値的成分（axiological ingredient）であると信じるべきではない。例えば、他の議論は人間の等しい尊厳の原理、その他の多くの原理を持ち出すであろう。

6. むすび：カント，功利主義，契約理論を超えて

価値感情（一般）、公平感（個別）に関する知識の発展を妨げるもののいくつかは容易に挙げられる。その一つは、単純さの魅力である。それは道徳感情、価値感情に関するカント理論、ロールズ理論、功利主義理論の成功を説明する。それらは、そのおかげで「Xは善、公正である」という形式が通用させられる容易い基準を提供する。しかしこの単純さは大きな弱点も抱える。これらの基準はしばしば人々の価値感情と合致しないように思われる。ロールズ理論はカント理論、ハルサーニ理論と同じ診断にさらされる。それは単純である。それは、そのおかげでプライマリーな財の分配に関する限り、公正な不平等が公正でない不平等から区別されうる基準を原則として提供する。しかしこの基準は人々の感情を正確に予測しない。実際フローリッヒ-オッペンハイマーの研究についての我々の議論でみてきたように、人々は一部の状況ではそれを拒絶する。

社会学者自身は価値感情、公正感について相対主義的見解を取っている。この態度は多くの原因、特に社会学が繫錫している実証主義の伝統に由来する。この伝統は理由を真の原因、特に価値感情の真の原因と見なす考えに対する疑念で満ちている。実証主義的性向を持つ社会学者はたとえそのような力が非常に推測されるときでも、理由が感情の原因と考えられるという考えを受け入れるよりも、物的原因、つまり曖昧な心理的諸力、文化的諸力、社会的諸力、生物的諸力のようなものを導入することを好んできた。これは彼らが、人々がそう感じるように社会化されてきているから、いくつかの価値的問題についてかくかくの仕方で感じるという説明に大抵の場合満足するのはどうしてかを説明する¹²。

¹² [訳注] 1999年では下記の文章が続く。2004年著書再録論文では、訳文の文章に差し替えられている。「社会学者達によって頻繁に支持されたひとつのアプリオリは、それらが客観的に疑いが無いものであるときにかぎって理由が感情の原因であると考えることである。このアプリオリは、規範と価値の用具的理論を開発しようとした一部の社会学者によってなされた努力を説明する。しかしながら、そうすることによって獲得される知的安逸にも拘わらず、合理性は用具的合理性に還元することはできない。アダム・スミスやマックス・ウェーバーによって特に十分に気づかれたように、道徳的感情は用具的考察（結果の考慮）から必ずしも引き出すことはできない。上記の難点を除去するひとつの有望なルートは、道徳感情（公正感）を社会的行為者によって強いものとみなされた理由システムの帰結とみなすことである。時として上記の理由は結果的・用具的タイプに属することがある。時として上記の理由はそうではなく、認知的タイプのことがある。デュルケムによって既に見抜かれた

まだ益々増えるリサーチ群が価値感情が理性の結果であるという見地から出発している。ベートソン、クラークのような著者は、単なる感情的反応とは区別された同情、共感は理性の結果であることを明らかにしてきている。我々はその受難が我々には不当に思え、彼のコントロールを超える者によりも、受難の原因が彼にあり、この原因が彼のコントロールに服する印象を持つ場合、その人物に同情を感じない。我々は税システムが編成される仕方が公正であるという理論を受け入れるなら、自分は税を取られ過ぎと訴える納税者に何ら同情しない。フローリッヒ・オープンハイマーの研究は価値感情へのリサーチの新しい潮流のもう一つの例である。人々が社会化、人間性、功利的計算の影響下で、人々が遵奉する原理の適用から導出するのでない、価値感情が多少とも自覚的な理由システムの所産であるというアイデアを受け入れること、そのような研究を結びつける理論の体系化はまだ残っている。今ではこれらの理論は被験者の認知能力、他のコンテキスト・パラメータに応じておそらく異なるであろう。納税システムがフランスでは不公平と広く知覚されている事実は、納税を免れることが多くの人々によって不利益より利益と見なされている事実を大いに説明している。

おおむね、価値感情に関する益々増大する知識群を結びつける見込みが最もある理論は認知理論であり、この理論によれば、価値感情は妥当と知覚された理由の多少とも一貫したシステムの所産である。一言、規律的納得、一般的には規範的納得は納得と記述的問題を生成する過程と全く同じ過程によって生成される。

文献一覧

- Bazerman, M.** 1985 “Norms of Distributive Justice in Interest Arbitration” *Industrial and Labor Relations Review* 38(4) : 558-570.
- Boudon, R.** 1994 *The Art of Self-Persuasion*. Cambridge : Polity.
- 1995 *Le juste et le vrai. Etude sur l'objectivite des valeurs et de la connaissance*. Paris : Fayard.
- 1996 “The Present Relevance of Weber’s Wertrationalität” Conference, Economics and Ethics in the Historical School of Economics. Forschungsinstitut für Philosophie, Hannover, 27-31 March. → 2001 *The Origin of Values*. ch.4 “A Seminal and Difficult Notion “Axiological Rationality””. New Brunswick : Transaction Publishers.. pp. 93-137.
- 1997a “La rationalite axiologique” in S. Mesure (ed.) *La rationalite des valeurs*. Paris : PUF pp. 15-57. → 1999 *Les sens de valeurs*. ch.3 Paris : PUF, Quadrige. pp. 137-203.
- 1997b “Peut-on être positiviste aujourd’hui” in Ch.H.Cuin (ed.) *Durkheim d’un siècle à l’autre*. Paris : PUF pp. 265-288.
- 2007 *Essais sur la théorie générale de la rationalité : Action sociale et sens commun*. Paris :

ように、記述的信念も(道徳的信念と)同じ仕方で説明されるべきである。なぜならそれらは根拠(理由)のあるものと知覚されているから」。

PUF

- Brickman, Ph./R. Folger/E. Goode/Y. Schul** 1981 “Microjustice and Macrojustice” in M. J. Lerner / S.C. Lerner (eds.) *The Justice Motive in Social Behavior, Adapting to Times of Scarcity and Change*. New York : Plenum Press. pp. 173-208.
- Deutsch, M.** 1975 “Equity, Equality, and Need, What determine Which Value Will be Used as the Distributive Justice ?” *The Journal of Social Issues*. 31 (3) : 137-151.
- 1986 “Cooperation, Conflict, and Justice” in H.W. Bierhoff/R.L. Cohen/J. Greenberg (eds.) *Justice in Social Relations*. New York : Plenum Press. pp. 3-17.
- Durkheim, E.** 1990 [1912] *Les formes élémentaires de la vie religieuse. Le système totémique en Australie*. Paris : PUF.
- Frey, B.S.** 1997 *Not just for the Money : An Economic Theory of Personal Motivation*. Cheltenham : Edward Elgar.
- Frohlich, N/ J.A. Oppenheimer** 1992 *Choosing Justice, an Experimental Approach to Ethical Theory*. Oxford : University of California Press.
- Habermas, J.** 1981 *Theorie des kommunikativen Handelns*. Frankfurt : Suhrkamp.
- Harsanyi, J.C.** 1955 “Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Utility” *The Journal of Political Economy* 63 (4) : 309-321.
- Hochschild, J.L.** 1981 *What’s Fair ? American Beliefs about Distributive Justice*. Cambridge, Massachusetts : Harvard Univ. Press.
- Kahneman, D/J. Knetsch/R. Thaler** 1986 “Fairness and the assumption of economics” *Journal of Business* 59 : 285-300.
- Kant, I.** [1787] *Kritik der reinen Vernunft*. Bibliographical Institute, Leiptzig/Vienna : Meyers Volksbucher.
- 1797 “Über ein vermentes Recht aus Menschenliebe zu lügen” *Berlinische Blätter* 1 : 301-314.
- Kellerhals, J/M. Modak/M. Sardi** 1995 “Justice, sens de la responsabilite et relations sociales” *L’Annee sociologique*. 45 (2) : 317-349.
- Lukes, S.** 1967 “Some problems about rationalty” *Archives europeennes de Sociologie* 8 (2) : 247-264.
- Mead, G.H.** 1934 *Mind, Self and Society. From the Standpoint of a Social Behaviorist*. Chicago : The Univ. of Chicago Press.
- Mills, C.W.** 1956 *White Collar. The American Middle Classes*. New York : Oxford Univ. Press.
- Mitchell, G./P.E. Tetlock/B.A. Mellors/L.D. Ordonetz** 1993 “Judgements of Social Justice : Compromise Between Equality and Efficiency” *Journal of Personality and Social Psychology* 65 (4) : 629-639.
- Parsons, T et al.** (eds.) 1961 *Theories of Society*. Glencoe, IL : The Free Press.
- Pascal, B.** 1977 [1670] *Pensées*. Paris : Gallimard.
- Popper, K.R.** 1968 *The Logic of Scientific Discovery*. London : Hutchinson.
- Radnitzky, G.** 1987 “La perspective économique sur le progrès scientifique : application en philosophie de la science de l’anayse coût-bénéfice” *Archives de philosophie*. 50 : 177-198.
- Rawls, J.** 1971 *A Theory of Justice*. Cambridge Mass : The Belknap Press of Harvard Univ. Press.
- Rusell, B.** 1954 *Human Society in Ethics and Politics*. London : Allen & Unwin.
- Scheler, M.** 1954 Der Formalismus in der Etik und die materiale Wertethik, in *Gesammelte Werke*. vol. 2. Bern/Munich : Francke.
- Sen, A.** 2002 *Rationalty and Freedom*. Cambridge Mass : The Belknap Press of Harvard Univ. Press.
- Simon, H. et al.** 1983 *Economics, Bounded Rationalty and the Cognitive Revolution*. Aldershot

- (UK) : Edward Elger.
- Smith, A.** 1976 *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. Oxford : Clarendon Press.
- Sukale, S.** 1995 “Introduction to Max Weber” *Schriften zur Soziologie*. Stuttgart : Reclam.
- Tarski, A.** 1936 “Der Wahrheitsbegriff in den formalisierten Sprachen” *Studia Philosophica* 1 : 261-405.
- Taylor, C.** 1997 *La liberté des modernes*. Paris : PUF
- Tversky, A./P. Slovic/D. Kahneman** (eds.) 1982 *Judgement under Uncertainty*. Cambridge : Cambridge Univ. Press
- Tyler, T/E.A. Lind** 1992 “A Relational Model of Authority in Groups” in M.P. Zanna (ed.) *Advances in Experimental Social Psychology* 25 : 115-191. Sandiego : Academic Press.
- Walzer, M.** 1993 *Sphere of Justice. A Defence of Pluralism and Equality*. Oxford : Martin Robertson.
- Weber, M.** 1919 *Wissenschaft als Beruf*. Stuttgart : Philip Reclam.
- , 1922 *Wirtschaft und Gesellschaft*. Tübingen : J.C.B. Mohr.

【訳者後記】

訳出したのは、*Ethical Theory and Moral Practice* 2(4) : 365-398 所収 Raymond Boudon/Emmanuelle Betton 共著 Explaining Feelings of Justice である。この論文は Raymond Boudon/Mohamed Cheroukai (eds) 2000 *Central Currents in Social Theory* vol. 6 pp. 453-484. に再録されている。入手の関係で講読訳出は後者に基づいている。共著者 Emmanuelle Betton は 2001 年にパリ・ソルボンヌ大学にブードンの指導の下で執筆提出した博士論文を受理されている*。訳出した中心論文(1999)は、博士論文を指導しているブードンがベットの博士論文草稿のハイライト部分を共著として発表したものであろう。ブードンには公正感、コンテキスト制約とコンテキスト超越に関して触れた本稿の前身にあたるものを 1992 年に発表している**。本稿で考察対象にしている F&O の研究は 1992 年、MTM&O の研究は 1993 年に発表されているから、これらを発見したのは、ベットンかも知れないが、論文の基本構想はブードンとベットの共同作業といって差し支えないであろう。

ブードンはこの論文を自著に二度も収録している。Boudon 2001 *The Origin of Value*. ch 6 に The Cognitivist Model applied to the Analysis of the Feelings of Justice という題で、また Boudon 2004 *The Poverty of Relativism*. ch 4 に Explaining the Axiological Feelings という題で再録されている。訳出にあたって、Bazerman による研究を検討した節(pp. 464-471 : 2000 の頁)を省略してある。それは Boudon 2004 再録に沿っている。論旨の明確化には、事例が二つも

* Sentiments de justice et théorie normatives de la justice : une analyse cognitive des points de vue moraux ordinaires dans domaine de la justice distributive. 2vols. 687 p.

** “Sentiments of Justice and Social Inequalities” *Social Justice Research*. 5(2) : 113-135.

要らないという判断がそこにある。省略した箇所を読みたいという読者は、Boudon / Mohamed Cheroukai (eds) 2000 か Boudon 2001 に直接当たってもらいたい。

さらにブードンは S. Hitlin/ S. Vaisey (eds.) 2010 *Handbook of the Sociology of Morality*, ch.2 The Cognitive Approach to Morality の前半で、翻訳対象とした論文の前半部分を増補推敲してあるので、その箇所を翻訳掲載した。

訳者は人間情報学研究 20 巻 (2015 年刊) にブードン「合理的選択理論と合理性の一般理論」の訳を掲載している。そのなかに、cognitive rationality と axiological rationality を事例を挙げて解説している節があるが、そこを読むだけでは読者はそれぞれの理解に難渋すると推察されたので、axiological feeling に対する認知的説明の典型的なものであるこの論文を訳出しようと思いついたものである。この論文を訳出したもう一つの動機にこの論文が社会学者だけでなく、哲学、倫理学、認知心理学者をも念頭に置いており、この翻訳論文が掲載される教養学部論集の執筆者、読者（東北学院大学教養学部教員）にその分野を専門にしているものが含まれるからである。この訳出論文が、社会学者とそれらの学問分野の研究者との間で学際的討議の素材になればと密かに期待しているからである。

訳者がブードンのこの論考を訳出したもうひとつのねらいがある。ブードンは 2013 年 4 月に 80 歳で亡くなっている。生前に寄稿し、死後に活字になった遺稿に「コンテクストとは何か」がある*。コンテクスト・バウンドとコンテクスト・フリー、つまりコンテクスト効果に晩年のブードンは並々ならぬ関心を寄せていた形跡がある。訳者はブードンのこの論文を通覧したが、既発表の論文からの抜粋と新たに書き下ろしたものをモザイクのようにつなぎ合わせた印象のもので、推敲が十分になされないままに寄稿された印象を持った。それで、もっとまとまっているものがあつたと思ひだし、こちらを訳出掲載しようと決めたものである。

参考

The Cognitive Approach to Morality (2010) 太字は訳出箇所

Sociology and Philosophy on Moral Feelings

The Cognitive Theory of Axiological Feelings

Weber's Notion of Axiological Rationality

Cognitive Rationality

* Boudon 2014 "What is Context?" Sonderandheft 54 *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie* S.17-45. J.Friedrichs/A. Nonnenmacher (hrsg.) *Soziale Kontexte und Soziale Mechanismen*. Springer.

The Cognitive Theory of Moral, Prescriptive, and Axiological Feelings

Axiological Rationality

An Illustration of Axiological Rationality

Lessons From Smith's Example

Contexts-Free versus Context-Bound Reasons

Equality versus Equity

Bounded Axiological Rationality

The Theory of Moral Evolution

Macrosociological Moral Feelings Explained by the Cognitive Approach to Morality

Long-Term Trends in Moral Feelings Explained by the Cognitive Approach to Morality

Middle-Term Changes in Moral Feelings Explained by the Cognitive Approach to Morality

Sociological and Social Relevance of the Cognitive Theory of Morality

Explaining the Feelings of Justice (1999)

Philosophy and Sociology on Axiological Feelings

A Cognitive Theory of Axiological Feelings

Smith's Example

Lessons From Smith's Example

What are the Bases for the Feelings of Justice ?

The Frohlich-Oppenheimer Study

Cognitivist Interpretation of the Frohlich-Oppenheimer Study

The Example of Bazerman's Study

Interpretation of Bazerman's Study

Checking the Importance of Contextual Effects

Which Criteria of Fairness, Legitimacy, Etc.?

The Universal and Contextual Dimensions of Axiological Feelings

Contextual Variations of Tolerance to Inequalities

Conclusion : Beyond Kantian, Utilitarian, and Contractualist Theories